

## 愛媛県犯罪被害者等支援条例（仮称）素案に寄せられた意見と県の考え方

標記（案）について、令和4年10月24日（月曜日）から同年11月24日（木曜日）までの期間でパブリック・コメントを実施したところ、2人の方から6件の意見をいただきました。案に対する意見と考え方は、次のとおりです。なお、いただいた意見は、適宜集約・要約しております。

### 寄せられた意見と県の考え方

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
1	<b>【提案①】</b> 二次的被害について 二次的という言葉は副次的で問題の重要性を捉えていないと懸念される。直近の条例では「二次被害」との規定が多い。	<b>【修正します】</b> いただいたご意見を踏まえ、「二次被害」に修正します。
	<b>【提案②】</b> 再び平穏な生活が営むことができるようになるまでの間について 支援の期間を区切るような表現は望ましくない。	<b>【修正します】</b> いただいたご意見を参考に、支援の期間を区切らない表現の条文へ修正します。
	<b>【提案③】</b> 二次被害及び再被害の防止について 基本理念として「二次被害及び再被害の防止」を入れるべきではないか。	<b>【修正します】</b> いただいたご意見を参考に、二次被害及び再被害を防止する姿勢をより明確にする条文へ修正します。

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
	<p><b>【提案④】</b>  相談及び情報の提供等について  被害者支援においては対人援助の専門職の活用が求められている。県の総合的対応窓口には市町へのアドバイザーの役割を含め、対人援助の専門家を配置していただけることが望ましい。</p>	<p><b>【原案のとおりとします】</b>  いただいたご意見は、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
	<p><b>【提案⑤】</b>  緊急支援の実施について  被害者が多数発生する大規模な被害への施策も望まれている。</p>	<p><b>【原案のとおりとします】</b>  関係機関と連携し、効果的かつ円滑な犯罪被害者等の支援の実現を図るための体制を整備することとしていますので、条例については現行のとおりとさせていただきます。  なお、いただいたご意見は、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
2	<p><b>【提案⑥】</b>  条例制定前の段階で色々取り組まなければならない問題があるのではないかと。</p>	<p><b>【原案のとおりとします】</b>  犯罪被害者等が置かれている個々の立場に立ったきめ細やかな途切れることのない支援ができるよう、いただいたご意見は、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>